

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組

本県では、「行政改革は不断に取り組むべき行政課題である」との認識のもと、「宮崎県行政改革大綱」を昭和60年11月に策定して以来、数次にわたり行政改革大綱（プラン）を策定し、全庁的な行政改革に取り組んできました。

また、平成19年6月に策定した「宮崎県行財政改革大綱2007」から「財政改革推進計画」を取り込み、総職員数の純減、公の施設への指定管理者制度導入や公社等改革、そして財政収支不足額の圧縮などの行財政改革に取り組んできました。

さらに、平成23年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン」では、「効果的・効率的な行政基盤の確立」、「県民目線による行政サービスの提供」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つの視点から、適正な定員管理、NPOなど多様な主体との協働の推進、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化による歳出の見直しなど県民本位の行財政改革を推進し、県総合計画の基本目標である『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立を図ってきました。

◇ 行財政改革大綱(プラン)の経緯

第1次	• 宮崎県行政改革大綱 (S60～S62)
第2次	• 新宮崎県行政改革大綱 (H7～H9)
第3次	• 新宮崎県行政改革大綱(改訂版) (H10～H12)
第4次	• 宮崎県行政システム改革大綱 (H13～H17)
第5次	• 宮崎県行政改革大綱2006 (H17～H21)
第6次	• 宮崎県行財政改革大綱2007 (H19～H22)
第7次	• みやざき行財政改革プラン (H23～H26)

2 本県を取り巻く状況

本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化し、県民ニーズも多様化・高度化しており、これらに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

一方、県財政は、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、行政ニーズを的確に捉え、「選択と集中」により、施策や事業を効果的・効率的に推進していく必要があります。

(1) 社会経済情勢の変化

我が国は、これから本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えようとしています。特に本県は他の地域より早く高齢化が進んでいることから、このまま人口減少が続けば、社会経済や地域社会の活力低下が懸念されています。

また、我が国の経済全体としては緩やかな回復基調が続いており、デフレ脱却に向けて着実に進んでいます。その一方で、都市部と比較すると地方は景気回復の実感が得られにくい状況にあることから、人口減少が進む中、本県が経済の好循環を実現するためには、国における「地方創生」の取組を追い風に、重要課題に対し、適切に対応していく必要があります。

さらに、本県では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザからの復興・新生の取組を進める中、平成26年12月にも高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災・減災対策など、様々な危機事象に対する備えが求められています。

(2) 地方分権社会の進展

地方分権改革は、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮する」との理念のもと、これまで国から地方への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）などが進められてきました。

また、県においても、県内における分権型社会を構築するため、市町村と十分協議を行いながら、市町村への権限移譲を進めてきました。

地方分権の進展により、自治体の自由度は高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となりますが、一方で、厳しい財政状況の中で、社会経済情勢の変化等によって多様化・高度化する県民ニーズや行政課題に対し、自己責任・自己決定により推進していくことが求められます。

また、市町村の自立と意欲的な取組を支援するなど、県と市町村とのより一層の連携強化が求められます。

第1 行財政改革の基本的な考え方

(3) 厳しい財政状況

本県では、これまで、三期にわたり、財政改革に取り組んできましたが、今後も、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策などに多額の経費が見込まれることから、財政健全化に向けた対策を講じなければ、収支不足を補ってきた財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難となることが見込まれています。

このような中で、地方創生への取組などに適切に対応していくためにも、引き続き、行財政改革の取組を進めていく必要があります。

＜参考：中期財政見通し－財政健全化に向けた対策を講じない場合－＞

(単位：億円、%)

年度	H26	増減	H27	増減	H28	増減	H29	増減	H30	増減
歳入	5,733	1.3	6,742	17.6	5,412	▲19.7	5,500	1.6	5,583	1.5
口蹄疫 償還 除	5,733	1.3	5,542	▲3.3	5,412	▲2.3	5,500	1.6	5,583	1.5
県税	814	3.2	896	10.1	908	1.3	914	0.7	951	4.0
地方交付税	1,849	0.8	1,809	▲2.2	1,792	▲0.9	1,779	▲0.7	1,742	▲2.1
その他	3,070	1.1	2,837	▲7.6	2,712	▲4.4	2,807	3.5	2,890	3.0
歳出	5,733	1.3	6,979	21.7	5,629	▲19.3	5,773	2.6	5,884	1.9
口蹄疫 償還 除	5,733	1.3	5,779	0.8	5,629	▲2.6	5,773	2.6	5,884	1.9
義務的経費	2,579	▲0.2	2,521	▲2.3	2,552	1.2	2,589	1.4	2,571	▲0.7
人件費	1,516	▲0.3	1,503	▲0.9	1,521	1.2	1,542	1.4	1,536	▲0.4
扶助費	128	▲4.5	140	9.0	141	0.7	148	5.0	153	3.4
公債費	935	0.6	878	▲6.1	889	1.3	898	1.0	882	▲1.8
投資的経費	1,129	3.6	1,028	▲8.9	1,039	1.1	1,075	3.5	1,156	7.5
一般行政経費	2,025	1.9	2,230	10.1	2,038	▲8.6	2,109	3.5	2,157	2.3
収支不足額	(▲201)		▲237		▲217		▲273		▲301	

＜参考＞

社会保障関係費 (歳出の内数)	743	0.8	816	9.8	832	1.9	848	1.9	864	1.9
当初予算編成後 2基金残高見込額	254		227		95		▲93		▲309	

※ 財政調整積立金及び県債管理基金（財源調整部分）の残高。平成27年度は6月補正後。

3 今後の行財政改革の取組

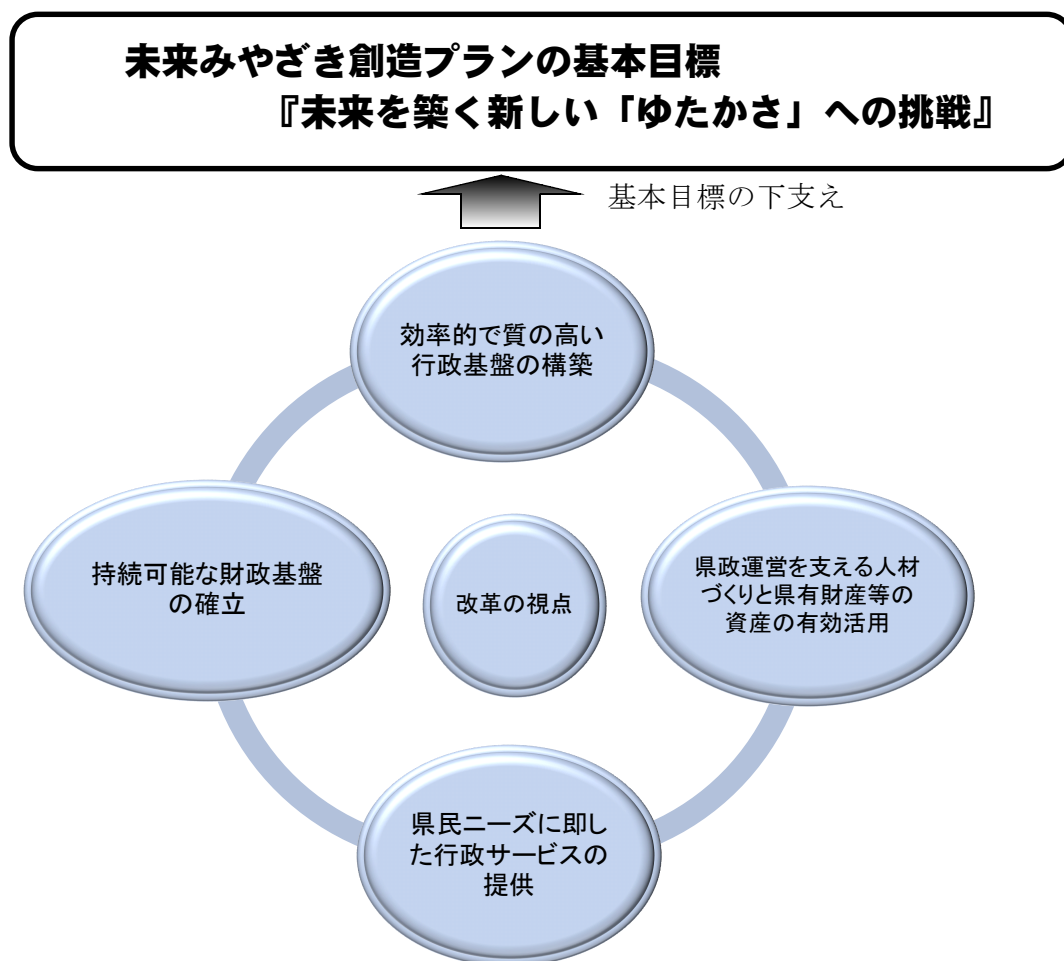
(1) 基本理念

『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立

(2) 改革の視点

前回のプランでは、県総合計画の基本目標の実現を下支えするため、「効果的・効率的な行政基盤の確立」、「県民目線による行政サービスの提供」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つの視点から県民本位の行財政改革を推進してきました。

今後の取組においても、こうした基本理念や行財政改革の視点等の大きな方向性は継承しつつ、限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応していくため、既存の人材やノウハウ、情報等の資産を最大限活用するための環境整備といった新たな視点を加えて、県民本位の行財政改革をさらに推進し、持続可能な行財政基盤の確立を図っていきます。



4 行財政改革の推進期間

本プランの推進期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

5 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進に当たっては、県民の理解と協力が不可欠であり、また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。そこで、具体的な取組について改革の工程表を示すとともに、可能な限り数値目標を設定し、着実な推進を図っていきます。

このため、知事を本部長とする「宮崎県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全庁的に推進し、適切な進行管理に努めます。また、行財政改革の進捗状況等を毎年度公表するとともに、外部有識者で構成される「宮崎県行財政改革懇談会」に意見を求めるものとします。

【行財政改革の推進体制等】

